

雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金の特例の緩和

4月5日「東日本大震災等の発生に伴う雇用調整助成金の特例の拡充について(職発 0405 第 16号)」

雇用調整助成金の特例については、平成23年3月17日付職発 0317 号第2号「東日本大震災等の発生に伴う雇用調整助成金の特例について」(特例通達)により実施されていますが、今回、さらに緩和されます。前の通達では、雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金の特例の対象となる事業主は、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県のうち災害救助法の適用を受けた地域に所在する事業所の事業主に限定されていました。



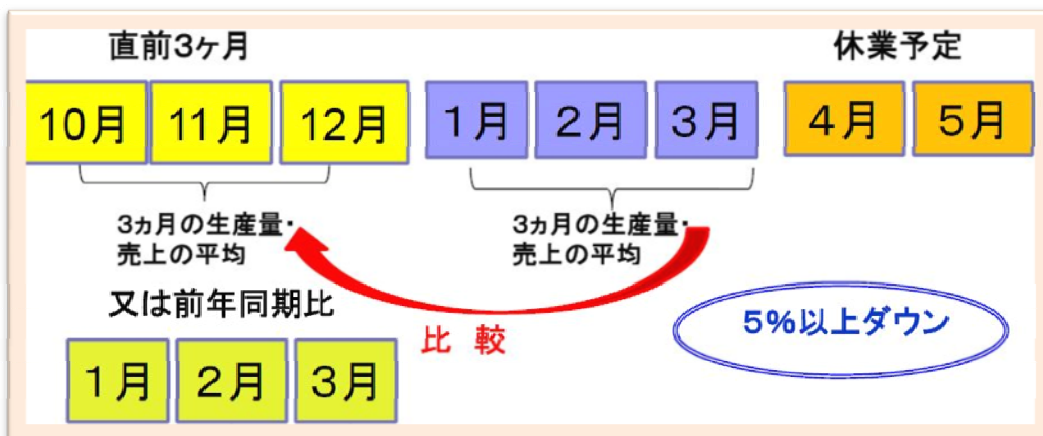
下記についても、特例の対象となる事業主として取り扱われます。

栃木県、千葉県、新潟県、長野県のうち災害救助法の適用を受けた地域の事業所

上記地域に所在する事業主と一定規模以上(助成金を受けようとする事業所の総事業量等に占める割合が3分の1以上)の経済的関係を有する事業所

計画停電の実施地域にあり、計画停電により事業活動が縮小した事業所

原則の要件は生産指標3ヵ月平均で5%以上の減少を比較するのですが、



特例通達の緩和 に該当する場合、以下のいずれかに該当するか?で要件を見ればよい。

- イ. 生産指標の最近1か月間の値がその直前の1か月又は前年同期に比べ5%以上減少している
- ロ. 生産指標の震災後1か月間の値がその直前の1か月又は前年同期に比べ5%以上減少する見込み

